

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書  
 審査会(1月20日)での意見に対する事業者の見解

資料2-4

番号	項目	審査会(令和3年1月20日等)での意見	意見に対する事業者見解	意見(案)への反映
1	全般 予測・評価	ごみ処理施設整備事業と市道整備事業は別事業であり、ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価において、市道整備事業による環境影響評価は実施されないということによいか。	ごみ処理施設整備事業と市道整備事業はそれぞれ別事業として進めてきたものであり、1市4町で構成する彦根愛知広域行政組合が費用負担をして市道整備事業に係る環境影響評価を実施することは困難です。事業者としても、計画のルートは動物・生態系への影響が大きいと理解しており、市道整備に係る動物・生態系の調査については、彦根市のレッドデータブックの作成にも携わっていただいた自然環境関係の市民団体に市道整備箇所の調査について相談しております。本事業における環境影響評価で得られた情報を含めて彦根市に提供し、環境に配慮した市道整備となるよう要請していきます。	1(3)
2	全般 予測・評価	ごみ処理施設に係る環境影響評価は市道が整備されたという前提で予測・評価を行うということによいか。	市道整備は彦根市が進める別事業ですが、本事業の環境影響評価では、市道が整備された前提での予測・評価を実施します。具体的には、市道整備後の計画交通量を踏まえ、周辺に住居や集落がある既存道路等、施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響について予測・評価を行います。また、調査対象とする眺望景観の視角に整備予定の市道が入れば、市道を含む景観フォトモンタージュを作成します。なお、動植物及び生態系については、本事業に係る調査範囲と重複する市道ルート帯を含めた調査データを彦根市に提供し、環境に配慮した市道整備となるよう要請していきます。	1(3)

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書  
 審査会(1月20日)での意見に対する事業者の見解

資料2-4

番号	項目	審査会(令和3年1月20日等)での意見	意見に対する事業者見解	意見(案)への反映
3	全般 予測・評価	令和3年1月20日の審査会における委員意見について、彦根市や市道整備に係る環境影響の調査の協力を相談されている市民団体の方に伝えていただきたい。また、次回審査会においては、市民団体との協議内容を踏まえ、市道整備に係る環境影響評価について、彦根市にどの程度協力いただけるか、報告すること。	令和3年1月20日の審査会における委員意見について、自然環境関係の市民団体の代表者にご説明し、市道整備に係る調査について相談しました。具体的な調査内容や調査時期については今後調整していきます。 本事業の現況調査で得られた周辺環境の情報は市民団体と共有し、合わせて彦根市に提供し、環境に配慮した市道整備となるよう要請していきます。	1(3)
4	全般 予測・評価	関係車両は整備された市道を通過するため、既存道路における調査地点の交通量は減少すると予測されるのではないかと。交通量の影響をうける環境要素について、市道整備の影響を予測条件として準備書以降の手續において適切に予測・評価を行うこと。	市道整備後の既存道路における計画交通量を踏まえ、準備書以降の手續において、本事業の施設関連車両の走行に係る大気質、騒音、振動の沿道集落への影響について適切に予測・評価を行います。	1(3)
5	大気質	配慮書における予測・評価のとおり、大気に関して問題が生じることは考えにくいですが、荒神山による吹きおろしでダウンドラフトが発生し、煙が地面付近に降下する際の影響が懸念される。このことに着目した調査として野外拡散実験を実施すること。	本環境影響評価における現地拡散実験では計画地地盤の現状を考慮し、トレーサーガスの放出に係留気球を用います。ダウンドラフト発生時における係留気球による実験の可能性について検討し、極力ダウンドラフト発生時における実験を行い、予測の精度に反映できる結果を得るように留意します。	2(1)

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書  
 審査会(1月20日)での意見に対する事業者の見解

資料2-4

番号	項目	審査会(令和3年1月20日等)での意見	意見に対する事業者見解	意見(案)への反映
6	大気質 景観	方法書5-5の一般意見の中に、荒神山神社を背にした煙突からの排気について「崇敬の対象物の尊厳を害する不敬行為」といった意見がある。煙突からの煙が、特に冬場は白煙となって目立つが、煙が神社にかかることに対して地元の方が不敬として感じるかもしれない。このことについて、煙の上昇高さ、煙突の位置、風向などから煙の神社に対する影響の評価を検討すること。	ごみ焼却施設の煙突からの白煙は、気温が低く湿度の高い時期、主に冬季に発生します。影響が大きい発電所の冷却塔等からの白煙については複数の予測モデルが提案されていますが、本事業については事業特性を踏まえ、類似施設(彦根清掃センター)における白煙の発生状況(発生時期、白煙の上昇高さ・方向)と環境条件(気温、湿度、風向)を写真撮影、現場測定により調査し、フォトモンタージュで可視化する方法を想定しています。	2(5)
7	大気質 騒音・振動 景観	景観の予測・評価にあたっては、市道の整備を前提条件として行うこと。また、市道の整備に伴い、集落を通過する既存道路の交通量が変わるため、大気・騒音・振動についても適切な前提条件において、予測・評価を行うこと。	市道整備は彦根市が進める別事業ですが、本事業の景観に係る予測・評価にあたっては、予測の対象とする眺望景観の視角に市道が入ればフォトモンタージュとして表現します。また、市道整備後の既存道路における計画交通量を踏まえ、本事業の施設関連車両の走行に係る大気質、騒音、振動の沿道集落への影響について適切に予測・評価を行います。	1(3)
8	水質	方法書6-38、6-39の水質の調査・予測・評価について、対象事業実施区域において内水氾濫が生じた際は、水が引きにくい場所と予測され、宇曾川への排水の機能を評価するうえで、水質調査地点を設定していると考えが、どのような評価のためにどのようなデータを取ろうとしているか。	工事中の土地の改変に伴う濁りの流出の影響について予測するために、降雨時の宇曾川における浮遊物質量(SS)、流量を調査する計画です。	1(5)

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書  
 審査会(1月20日)での意見に対する事業者の見解

資料2-4

番号	項目	審査会(令和3年1月20日等)での意見	意見に対する事業者見解	意見(案)への反映
9	水質	<p>相当量の雨が降った際には、宇曾川からの水が対象事業実施区域に流入すると考えられ、調査期間内にそのような事象が発生しないことも想定されることから、浸水情報やその水位といった文献の調査や、水位のシミュレーションを実施するなどにより適切に予測・評価を行うこと。</p>	<p>対象事業実施区域の敷地から宇曾川への既存排水路は、相当量の雨が降り宇曾川の水位が上がった際には、フラップゲートが閉まることで宇曾川から敷地の方には流入しない構造となっています。しかしながら反面、敷地から宇曾川への排水を行えなくなるため、相当量の雨が降る際には敷地周辺で内水氾濫が起きている現状があります。</p> <p>本事業ではこのことを踏まえ、敷地内に流入する降雨等は、敷地内の調整池に集水し、敷地から宇曾川に向けて設置する専用の排水管により適切に排水する計画です。</p> <p>本環境影響評価においては、降雨時の工事中において、施設から宇曾川に設置した専用の排水管からの排水の影響(浮遊物質量)について予測・評価を行います。</p>	1(3)、 1(5)
10	動物・生態系	<p>市道整備ルートが荒神山を通過分断し、また荒神山と水田を分断するルートとして計画されていることについて、動物・生態系に対する影響はごみ処理施設整備事業より大きいのではないかと懸念される。</p>	<p>市道整備については、彦根市が実施する事業であり、本事業とは別事業です。</p> <p>彦根市においては、市道整備による荒神山の通過分断の影響について、ヤマトサンショウウオ(カスミサンショウウオ)の産卵行動などの動物の移動経路を確保できる整備(一部架橋構造にするなど)を検討していると聞いています。</p> <p>なお、市道整備箇所の調査については、自然環境関係の市民団体と相談しています。本事業における環境影響評価で得られた情報を含めて彦根市に提供し、環境に配慮した市道整備となるよう要請していきます。</p>	1(3)、 2(4)

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書  
 審査会(1月20日)での意見に対する事業者の見解

資料2-4

番号	項目	審査会(令和3年1月20日等)での意見	意見に対する事業者見解	意見(案)への反映
11	動物・生態系	<p>動物・生態系において、ごみ処理施設整備事業と比べ市道整備事業の方がより環境への影響が大きいと考えられるため、市道整備による影響を踏まえた適切な環境影響評価の実施を検討すること。</p> <p>また、小ほ乳類や昆虫類をはじめとした動物の調査手法について、他の調査事例を参考に、トラップの設置個数の増加や生息することが想定される動物種に合わせた調査地点の設定・調査期間の設定など、適切に調査地点、調査手法および調査期間等を設定すること。併せて、トラップ調査において捕獲した動物が死ぬことのないよう、見回りを実施すること。</p>	<p>市道整備については、彦根市が実施する事業であり、本事業とは別事業です。市道整備箇所の調査については、自然環境関係の市民団体と相談しています。本事業の現況調査で得られた周辺環境の情報も含めて彦根市に提供し、環境に配慮した市道整備となるよう要請していきます。</p> <p>本事業における現況調査計画では、河川水辺の国勢調査と同等かそれ以上の調査数量を計画しています。トラップの設置場所については、生態系の評価を念頭に、「樹林」「休耕田・耕作地」「河川」の3環境それぞれに10個のトラップを設置することを想定しています。なお、哺乳類のトラップは生け捕り罠のため、トラップ内で捕獲個体が餓死しないよう、餌を多めにしておくほか、1日ごとに見回りを行います。【参考資料 p.10～13参照】</p>	2(4)
12	動物・生態系	<p>市道整備を前提条件として、動物・生態系については市道による影響がない地点を調査地点として設定するのではなく、影響のある地点を含めて調査地点として設定するべき。</p>	<p>市道整備については、彦根市が実施する事業であり、本事業とは別事業です。本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における動物・生態系調査を実施し、事業の実施に伴う環境影響の予測、評価を行います。</p> <p>本事業の現況調査で得られた周辺環境の情報は彦根市に提供し、環境に配慮した市道整備となるよう要請していきます。</p>	2(4)

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書  
 審査会(1月20日)での意見に対する事業者の見解

資料2-4

番号	項目	審査会(令和3年1月20日等)での意見	意見に対する事業者見解	意見(案)への反映
13	景観	<p>配慮書段階では市道整備ルートについて示されておらず、荒神山神社の景観を含めた文化的影響はフォトモンタージュによる予測・評価とすることとして意見がされているが、市道がごみ処理施設の北西を通過しており、神社の鳥居から本殿への参道を横切るように道路が建設されると、地元住民目線からすると道路と施設が一連に建設されるものとしてとらえられる。配慮書における計画段階配慮事項の検討においては市道整備による前提条件がなかったが、準備書以降の手続では市道の影響を含めた予測・評価をすること。</p>	<p>市道整備については、彦根市が実施する事業であり、本事業とは別事業です。                      事業者としては、荒神山神社遥拝殿から荒神山山頂までの参道を市道が横断することは、荒神山の文化的影響だけでなく、動物・生態系に及ぼす影響を懸念をしています。そこで、架橋構造するなど参道の現状を維持する形で整備していただくよう彦根市に要請しています。                      本事業に係る準備書以降の手続では、市道整備後の計画交通量を踏まえ、市道が接続する既存道路において、施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響について予測・評価を行います。また、調査対象とする眺望景観の視角に整備予定の市道が入れば、市道を含む景観フォトモンタージュを作成します。</p>	2(5)
14	景観	<p>市道整備を前提として景観の予測・評価を進めるとのことだが、道路構造等を加味したフォトモンタージュの作成されるのか。</p>	<p>本事業の景観に係る予測においては、予測する眺望景観の視角に市道が入れば道路構造等を加味したフォトモンタージュを作成します。</p>	2(5)

**彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書  
審査会(1月20日)での意見に対する事業者の見解（審査会後の追加意見）**

番号	項目	審査会(追加意見)	意見に対する事業者見解	意見(案)への反映
15	全般 騒音・振動	表6.4-1(1)および(2)の騒音と振動の項目において、「〇〇の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺の住居等の分布を踏まえた予測を行っている。」との表記があるが、単に2つの案について建物からの距離に基づいて騒音レベルの大小を定性的に比較しただけであり「予測」という表現には違和感を覚える。「複数案について定性的な比較評価を行っている。」程度の表現が妥当ではないか。	環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」において、事業計画地周辺の被影響家屋等の数量を整理する方法が定量的な予測の一つとされており、この内容に準拠しております。 計画段階で設定できる条件に基づく予測結果として、配慮事項も含めて方法書以降の施設設計に適切に反映してまいります。	1(2)
16	騒音・振動	図6.6-2に半径400m超の円形の赤枠で示されているのみで「環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点」あるいは「集落の代表地点」として相応しいかを判断することができない。本来、方法書の段階で地点を明確にしておくべきで、考え方と調査・予測地点の範囲を示すだけの方法書では内容に関して審議会としてのチェック機能が十分果せない。準備書は方法書に従って得られたデータを整理するためのものであり、方法書からの変更は必要最小限に留めるべきであると考えます。 さらに、4つの周辺集落代表地点を示す円と対象事業実施区域の円の中心との距離は800m～2kmとかなり離れている。一般に点音源の距離減衰を考えると、騒音レベルは100m離れれば40dB、1kmでは60dB減衰する(1m地点との比較)。そのため発生源で余程大きな音が発生しない限り環境騒音への影響は無視できるほど小さいと予想される。特に荒神山で隔てられた北側の地点について、地形の影響をどのように取り入れるのか見当がつかない。一方で、施設の性格上、周辺住民の感情等に配慮して騒音影響の予測を行うことの意味はあると考えられるので、計画自体を否定するつもりはない。むしろ、その距離での影響を予測するというのであれば、配慮書段階で2つの案を比較したときのように、対象事業実施区域内の赤枠内にある施設に近接する複数の住居位置での予測の方が重要であると考えます。配慮書の2案の比較結果が妥当であったかを定量的に検証することもできるため、建物の配置や構造、騒音を発する機器の種類や数を明確にした上で予測を行ってほしい。	調査を実施する地権者との交渉を行い、調査地点を確定しています。調査地点は参考資料p.4に示すとおりです。 代表集落における騒音の現況の把握を目的として調査を行いますが、ご指摘のとおり荒神山で隔てられた北側の地点については、計画地から2km程度の離隔があり、さらに荒神山の地形の影響を受けることにより、影響は生じないと想定されるため調査地点から除外し、地元意見を勘案して荒神山山頂の測定を行うこととします。 なお、計画地北側及び南側に家屋が近接することから、より民家に近い北側の敷地境界上を代表地点として現況調査を行うほか【参考資料p.8参照】、周辺住居位置を踏まえた予測・評価を実施してまいります。また、予測にあたっては、騒音を発する機器の種類や数を適切に設定することとします。設定した機器の種類や数については、準備書に掲載します。	1(2)、 1(7)、 2(2)
17	騒音・振動	1と重複するが、例えば表6.6-11(2)の「予測地点」の記述では、予測地点が何点あるのか読み取れない。施設の敷地境界なのか、近接する住居位置なのか不明である。環境騒音の調査地点は1点で代表させることも可能であろうが、重機の稼働や施設の稼働の騒音についてはより詳細な音源や建物配置に基づいて複数地点での予測が必要と思われる。この辺りの記載が全くない。敷地境界での騒音の予測は行わないのか。少なくとも南北の2地点、さらに東側の1地点も必要ではないのか検討頂きたい。表6.7-1(2)の施設稼働<基準または目標との整合に係る評価>では「特定工場当において発生する騒音の規制に関する基準」との整合性を評価すると書かれていることから、当然予測は行われるものと思われるが具体的な記述が見当たらない。また、敷地境界でなくても南北の影響を最も受ける住居位置での予測は「騒音に係る環境基準」との整合を評価するためには必須と考える。図2-7程度の縮尺の地図に予測地点を明示すべきである。 他の事業例では最終的に敷地境界から200mぐらいの範囲でコンターマップを描くこともあるが、本事業ではどうか? より長距離の予測については騒音の指向性も考慮して距離減衰で類推できると考えられる。	騒音については、計画地周辺の家屋や集落への影響を予測するため、南北側、東側の敷地境界を含む計画地周辺を対象とした平面的な騒音レベルの予測を行い、騒音コンター図を作成します。また、敷地境界上で騒音レベルが最大となる箇所の予測値を算定し、騒音規制法に基づく基準値を達成する対策の検討を行ってまいります。 騒音予測の実施範囲のイメージについては参考資料p.8に示すとおりです。また、騒音コンター図、騒音レベルが最大となる箇所の位置及びその予測値は、準備書において掲載します。	1(2)、 1(7)、 2(2)

番号	項目	審査会(追加意見)	意見に対する事業者見解	意見(案)への反映
18	騒音・振動	予測手法の記述が曖昧で具体性に欠ける。例えば、表6.6-11(2)の「予測の基本的な手法」の記述にある「技術手法」とは何を指すのか? 「音の伝搬理論に基づく予測式」とは何を指すのか? 音の伝搬理論に基づかない予測式は論外であり、当たり前のことが記述されているに過ぎない。例えばASJ CN-Model 2007によるのであれば正確にそのことを記述すべきである。何を予測対象とするのかについても、6.7の評価手法の選定を読めば理解できるが、例えば表6.6-11(2)の表からは読み取れない。	「技術手法」は方法書P6-8に記載のとおり「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」を示しています。重機の稼働については「建設工事騒音の予測モデル(ASJ CN-Model 2007)」の適用、施設の稼働については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に記載の距離減衰式の適用を予定しており、これらの方法については準備書に記載します。また、予測対象が分かりにくい点については、今後の図書作成において改善を図ります。	1(7)
19	騒音・振動	騒音の場合を例にとつて表番号を記載したが、振動に関しても同様である。	振動についても、騒音に準拠して対応します。【参考資料p.4、8参照】	1(2)、 1(7)、 2(2)
20	騒音・振動	予測地点を現在の道路状況に対して選定するのであれば、その根拠して交通量の分担率は示せないのか? ごみの収集エリアに基づいて、どのくらいの台数がどの道を通るかはある程度予測できるはずであり、根拠資料として示すことはできないのか検討して頂きたい。	施設関連車両の走行に係る予測地点は、ごみ収集車の主要走行ルート上に設定しています。想定されるごみ収集車等の施設関連車両交通量については、参考資料p.9に示すとおりです。	1(2)、 2(2)
21	騒音・振動	予測手法の記述が曖昧で具体性に欠ける。例えば、表6.6-17(2)の「予測の基本的な手法」の記述にある「技術手法」とは何を指すのか? 「音の伝搬理論に基づく予測式」とは何を指すのか? 音の伝搬理論に基づかない予測式は論外であり、当たり前のことが記述されているに過ぎない。例えばASJ RTN-Model 2018によるのであれば正確にそれを記述すべきである。何を予測対象とするのかについても、4番の指摘と同様である。	工事用車両および施設関連車両の走行に伴う騒音の影響については、は「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model 2018)」の使用を想定しており、この方法については準備書に記載します。また、予測対象が分かりにくい点については、今後の図書作成において改善を図ります。	1(2)、 1(7)